

議員各位

環境経済部長

提供年月日	令和 年 月 日
担当部署	環境経済部 商工観光労政課
担当者名	所属長：川原 圭一
連絡先	直通 561-2351 内線 2390

下記のとおりお知らせします。

## 草津市まちなか交流施設の開館時間の変更について

草津市まちなか交流施設（くさつ夢本陣）の現状の開館時間は、草津市まちなか交流施設設置条例施行規則において「午前9時30分から午後6時まで」と規定している。

しかし、実際の利用状況は、午前中の利用が多く、夕方（午後4時以降）の利用は、（一社）草津市観光物産協会および草津市観光ボランティアガイド協会の利用が9割を占めている状況です。

これらの一般利用の利用状況を鑑みて、開館時間を30分前倒しの午前9時からとし、閉館時間を1時間前倒しの午後5時までとします。

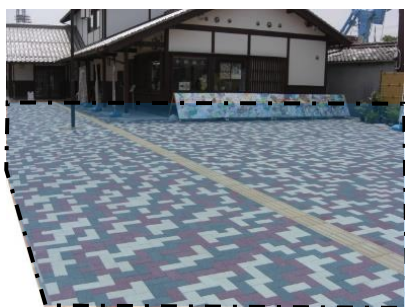
### 【見直し内容】

	見直し前	見直し後
開館時間	午前9時30分～午後6時	午前9時～午後5時

### 【施設概要】

名 称 : 草津市まちなか交流施設  
位 置 : 草津市草津二丁目10番21号  
休 館 日 : 12月29日～1月3日

### イベント広場



有効面積 約63坪

使用料 300円/時間

(営利を伴う場合は600円/時間)

使用許可 ①～③の利用等については、市長が許可する。

- ①物品の販売、宣伝、募金、勧誘その他これらに類する行為
- ②展示会、展覧会、集会その他これらに類する催し
- ③興行

休憩室



和室（6畳）



和室（7.5畳）



会議室（2階）



観光案内所



使用料の徴収無し

使用許可 許可制は採用しておらず、利用者が重複しないように利用状況を把握するため、事前に申し込みをしてもらっている。

添付資料